

一般会計決算審査特別委員会会議録

1 日 時 令和7年9月2日（火曜日）

開会 午前10時33分

閉会 午前11時15分

2 場 所 第1委員会室

3 出席又は欠席した委員の氏名

（出席）別紙のとおり

（欠席）別紙のとおり

（その他出席者）議長 村木理英

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	小原 純	同 次長	日笠 哲宏
同 主幹	関藤克城	同 議事係主任	東 宗利

5 説明のため出席した者の職氏名

市長	片岡 聰一	副市長	中島 邦夫
政策監	難波 敏文	総合政策部長	入野 史也
総務部長	内田 和弘	あたたか市民部長	三宅 伸明
文化スポーツ部長	柚木 均	保健福祉部長	横田 優子
産業部長	西川 茂	建設部長	平田 壮太郎
環境水道部長	西村 佳子	教育長	久山 延司
教育部長	江口 真弓	消防長	池上 泰史
代表監査委員	風早 俊昭	監査委員	三宅 啓介
財政課長	岡 真里	総務課長	小川 修
農林課長	中山 知輝		

6 付議事件

認定第1号 令和6年度総社市一般会計歳入歳出決算認定について

7 議事経過の概要

別紙のとおり

8 その他必要な事項

別紙のとおり

別紙

出席した議員の氏名

議席番号	氏名	出欠
1	山名正晃	出
2	太田善介	出
3	荒木将之介	出
4	小野耕作	出
5	森安健一	出
6	仁熊進	出
7	山田雅徳	出
8	溝手宣良	出
9	三上周治	出
10	萱野哲也	出
11	三宅啓介	監査委員

議席番号	氏名	出欠
12	岡崎亨一	出
13	深見昌宏	出
14	小川進一	出
15	高谷幸男	出
16	小西利一	出
17	津神謙太郎	出
18	村木理英	議長として
19	頓宮美津子	出
20	加藤保博	出
21	山口久子	出
22	剣持堅吾	出

欠席した議員の氏名

なし

開会 午前10時33分

○小原 純議会事務局長 事務局より申し上げます。

本日は、特別委員会設置後最初の委員会であり、正副委員長がいないため、年長委員が委員長の職務を行うこととなります。

出席委員中、剣持堅吾委員が年長でありますので、御紹介を申し上げます。

それでは、剣持委員、よろしくお願ひいたします。

○剣持堅吾年長委員 それでは、委員会条例第10条第2項の規定に基づき、私が臨時に委員長の職務を行いますので、御協力をお願いいたします。

これより、一般会計決算審査特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席20名であります。

では、委員長の互選を行います。

委員長の互選について御意見があれば御発言をお願いいたします。

山口委員。

○山口久子委員 慣例により、議会運営委員会委員長の頓宮委員が適任かと思いますので、お諮りください。

○剣持堅吾年長委員 他に御意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○剣持堅吾年長委員 委員長の互選については、指名推選の方法により、私から指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○剣持堅吾年長委員 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定をいたしました。

委員長に頓宮美津子委員を指名いたしますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○剣持堅吾年長委員 御異議なしと認めます。

よって、頓宮美津子委員が委員長に当選されました。

委員長が選出されましたので、委員長席を交代いたします。

この際、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時36分

○頓宮美津子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

皆様方の御協力によりまして職務を全うしたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

それでは引き続き、副委員長の互選を行います。

副委員長の互選について御意見があれば御発言願います。

山口委員。

○山口久子委員 同じく慣例により、議会運営委員会副委員長の加藤委員が適任かと思いますので、お諮りください。

○頓宮美津子委員長 ほかに御意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○頓宮美津子委員長 副委員長の互選については、指名推選の方法により、私から指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○頓宮美津子委員長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

副委員長に加藤保博委員を指名いたしますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○頓宮美津子委員長 御異議なしと認めます。

よって、加藤保博委員が副委員長に当選いたしました。

次に、認定第1号 令和6年度総社市一般会計歳入歳出決算認定についての審査に入りますが、本件については、各常任委員会を単位とした分科会で分担して審査することになっておりますので、この際、全体を通じての御質疑があれば御発言願います。

質疑はありませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 全体を通してということなので、決算についてなんですが、第6款農林業費、第1項農業費、第3目農業振興費、事業名、農業振興一般経費について伺いたいのですが、このそういうお米支援補助金というものが決算として上がっておりまして、結局このことがふるさと納税返礼品のお米に使われるお米だったんですよねという確認を端的にさせていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○頓宮美津子委員長 当局、御答弁願います。

産業部長。

○西川 茂産業部長 溝手委員の御質問に答えさせていただきます。

そういうお米支援補助金につきましては、そういう地食べ公社支援として事業全体の赤字分を補うものであるという認識の下で、令和6年度については結果的にふるさと納税返礼品事業により生じた赤字も含まれていると認識をしたところでございます。あくまで当該補助金につきましては総社産米の普及促進、耕作放棄地対策や作付面積の拡大など、米の安定確保等を目的とした事業を中心に行うそういう地食べ公社の運営に対する補助金でございます。返礼品は補助金の有無にかかわらずそういう地食べ公社との契約に基づき調達をしていることから、当該補助金が基準の適用を受ける調達に要する費用に該当することは念頭になかったということでございま

す。

以上です。

○頓宮美津子委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 承知をしましたが、これ、お米の価格が非常に高くなつたからこの金額になつたんだというふうに思うんですが、そこで返礼米の額、米の量を確保するためにこれだけの金額に膨れ上がつたんだという認識を私としては持つたんですが、そうではないのであれば、この令和6年度だけが異常に高くなつたのはどうしてなのかなという気がするんですけど、そのあたりを御答弁いただければ助かります。

○頓宮美津子委員長 産業部長。

○西川 茂産業部長 先ほども御説明したように、米価の上昇については御存じのとおりでございます。ただ、ふるさと納税の契約自体はそうじや地食べ公社との間で行っておりますので、そのままに行くとそうじや地食べ公社のほうの経営がちょっと困難になっていくということで、そうじや地食べ公社の全体の補助金として交付をしたものでございます。

以上です。

○頓宮美津子委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 このふるさと納税返礼米の量を減らすとか、何かほかにも赤字にならない、経営に対して赤字にならないような指導であつたり方法であつたりとかの検討はあつたのでしょうか。

○頓宮美津子委員長 総合政策部長。

○入野史也総合政策部長 溝手委員の御質問にお答えいたします。

この米の価格、令和6年産米の価格が実際に分かつたのが令和6年10月の初旬だったと思いますけれども、その時点ではお米の募集自体が大半終了していたということで、何かその金額を変更するということは発想に至らなかつたというふうに認識しております。お米の量を減らすという点についても、もちろんふるさと納税というのは当然ふるさとに対する感謝の思いであつたり、あるいはこの総社市に魅力を感じてふるさと納税していただくものですけれども、一方でこの金額に対してこれだけの返礼があるということで、それがあつて御寄附をいただいてるという面もありますから、何かそこで量を減らすとかそういうことも検討しなかつたというふうに承知をしております。

○頓宮美津子委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 私、ちょっと質問があるのは最後にさせていただこうと思うんですが、なのでというか、ここであるのは、要はお米の支援の部分と、あと調書を見て申しますが、ジャンボタニシ防除対策事業であつたりといったところが出てるんですが、もうこのほか、要はそうじや地食べ公社の事業としては黒字であつて、あくまでほかは大丈夫なんだと。今回この赤字になりそうな、補填をしなければならないのはあくまで米高騰分なのかどうか。ほかにも全て詳しく、補助金を出すに当たつて、詳しくどの事業が赤字でどの事業は黒字でということは精査された上で、この赤字

の補填をされていらっしゃるのかどうかというのを確認させていただきたいと思います。

○頓宮美津子委員長 産業部長。

○西川 茂産業部長 そうじや地食べ公社のそれぞれの事業収入だけでは補うことが難しい自主事業、例えば地産地消事業であるとか生産物販売事業、農作業受託事業をはじめとした諸事業に対しての補填と、運営補助ということで行っております。その中に、結果的に米の上昇分に対する赤字の部分も含まれていたということでございます。

○頓宮美津子委員長 よろしいか。

ほかに意見はありませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 明瞭簡潔に答えていただきたいと思います。同じく農林業費の、そうじやのお米支援補助金に関することです。

結局は全体の、今言われたように全体の事業として、当時、そうじや地食べ公社全体で当初予算で幾らでした。幾ら組んどったんかな。当初で4,550万円組んでたんですよね。その中でやりくりしますよって、全体の補助事業で。それで、当時、米の高騰により、また次の補正予算が組まれたわけですよね。1億円近い補正予算が組まれたわけですよね。だから、その増えた部分に関しては、結局、市長が言われるようにお米の調達費に当たる部分に入れたんですよね。今言うのは、全体の中で当初4,550万円組んでて、それは当初予算でいろんな事業に使いましょうと、そうじや地食べ公社に関する事業で使いましょうということなんんですけど、その増えた部分、補正予算で増えた部分というのは、やっぱりそこの30%以上かかる調達費に充てたというところでいいんでしょうか。

○頓宮美津子委員長 産業部長。

○西川 茂産業部長 補正予算を算定するに当たっては、おっしゃられるように米の上昇分も含めてそうじや地食べ公社の全体の赤字分の補填も含めた試算という形にしております。ですので、ただ萱野委員おっしゃるように調達費という部分については、あくまでもふるさと納税推進課とそうじや地食べ公社の間では契約はもともとしておりますので、その部分についての補助金ということは考えておりませんでした。

○頓宮美津子委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 考えてないということで、分かりました。

それで、当時の補正予算を見ると、その中で返礼品のお米の確保という様々な事業に該当するものというところを支出しているところで、返礼品のお米の確保という。その他に乾燥であったり調整であったり、あとそうじや地食べ公社の耕作放棄地を解消してと、いろんな事業に使いますよって、そうじや地食べ公社全体の事業で使ってますよということで、それを1俵当たりにしてこの数字を出したんだと。ならば、この1俵当たりの、この全体、補正も含めてどこに、どの部分に何を充てていったんですか。どれだけ充てるようにしたんですか。結局、補助金出しましたよって、そ

の補助金が何に使われてるか分かりませんだと決算が認定できないじゃないですか。この補助金がどう使われてたんですか。ほかの事業に使っていますよ。何々に使って、どこの事業にどれだけ補填されるようされてたんですか。もしくは、決めたときに、どの事業にどれだけの部分を投入する、当初予算の4,550万円、もしくはその後の1億円何がし、補正予算で1億723万8,000円ですか、その補正予算は1俵当たりを基準としていろんなところに使いましたって言いますけど、それはそれぞれどの事業にどれだけ投入するという考え方の下、試算をされたんでしょうか。

○頓宮美津子委員長 産業部長。

○西川 茂産業部長 そもそもその考え方を申し上げますと、当初予算を組むときにも一応、予算要求に当たっては先ほど申し上げました地産地消であるとか生産物販売、農作業受託、それから農地利用集積化などの各事業及び事務費ですね、法人会計に当たる部分の前年度の決算額を基礎に、いろんな収益事業、例えば職員採用に伴う人件費増や事業強化、縮小に伴う事業費の増減であるとか、そういう部分を見込みながら個々の交付年度の予算に発生が見込まれる収益、費用の増減要因を加味して収支見込額を算出し、予算額としているところでございました。

今回の米の高騰等で予算が大幅に足りなくなったというところでございますが、今調査しているところではございますが、その補助金自体は令和6年度のそうじや地食べ公社の決算において、例えば地産地消に関する事業については120万円程度、それから生産物販売に対しては1,100万円程度、それから農産物受託については300万円程度、法人関係、これは退職金の積立てなどに当たるものでございますが350万円、合計で1,870万円程度がそもそもそうじや地食べ公社に対しての赤字部分。プラス米の部分になりますが、米の部分については米の上昇分に対しての補助金プラスもともと米の作付とかそういう支援に対しての補助金もございますので、その部分については今、精査しているところでございます。

○頓宮美津子委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 分かりました。じゃあ、結局この算定式、今ここ、決算調書に1万5,000円掛ける8,063俵というふうにそれぞれ書いてますけど、結局この式、積算というか式というのは、そちらの今言ういろんな、今ちょっと言ってくれましたよね。この事業に、この事業にということで、その事業が合計した金額に合わせるためにこっちの、イコールに合わせるためにつくられたものつて。結局こっちの算定式というのは、結局はそっちとどうリンク、合わせていくんですか、今の説明と。結局、今言うように、こっちの赤字部分、運営補助をこれだけしないといけないよというところから理屈を導き出すためにこの式ができたと考えていいですか、もう。单刀直入にお願いします。

○頓宮美津子委員長 産業部長。

○西川 茂産業部長 萱野委員の御質問ですが、以前からもちょっと御説明してるように、分かりにくい部分というのは委員会の中でも申し上げました。この趣旨というのが休耕地を解消するなど市内の水田をはじめとした農地を守りまして、米作りを振興していくためにそうじや地食べ公社は

必要不可欠な存在でございまして、そうじや地食べ公社の持続的な運営を保持していくために補助金を創設したものでございますが、米作り振興を象徴する取組として返礼米の調達の取組を取り上げまして、記載の中に調整費等という項目を立てて整理したこととしたものでございます。その上で、便宜上ではありますが、予算要求時に定めた返礼米の調整費単価を念頭に、実際の返礼品の数量に照らし、そうじや地食べ公社への交付金を算出しておったという状況でございます。

○頓宮美津子委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 もう明瞭簡潔でいいです。これは便宜上ということで、言ってみれば、明瞭簡潔に言うと、便宜上ってことだから、結局、積算根拠をつくるためにイコール、答えがあって、1億、これだけ要りますよと、そうじや地食べ公社にこれだけ要りますよというところの答えを導き出すための便宜上の式であったということでいいんですか。前段のそうじや地食べ公社がどうたらこうたらというのはいいです。

○頓宮美津子委員長 産業部長。

○西川 茂産業部長 先ほど御説明したとおりなんですが、それ以上の御説明はなかなか難しいと思うんですが、一応そういうことで単価を算出して、そういう補助金の算定方法についていたというところでございます。

○頓宮美津子委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 分かりました。そういう算定方法でということなんんですけど、結局この補助申請というのはそうじや地食べ公社がしてきたんですよね。そうじや地食べ公社がてきて、そうじや地食べ公社側がこの式で補助しようとしたのか。いや、こちらで決め、そうじや地食べ公社がじやなくて、そちらの農林課側で結局こういうふうなそうじや地食べ公社の現状を見て、これだけ補助しないとそうじや地食べ公社が危ないからということでこの計算式とか便宜上のこの式をつくったんですか。いや、結局、そうじや地食べ公社と、今言う全体を通じたので、そうじや地食べ公社とそちらの関係ってどうなんですか。この申請書も、單刀直入に言いますよ、もう。これ、結局、本当に農林課の職員がつくったんじゃないですか。代表理事を務める片岡市長の命を受けて、農林課の職員がこの申請書やこういうふうな計算式や何やかんやを分かった上で申請して、そちらがこの仕組みが分かってても、答弁で言いましたよね、この仕組みが分かって補助したということは、結局は本当にそうじや地食べ公社から申請が来たんですか。今言うように、今調べてますと。過去の答弁でも、今でも、財務諸表を見ていますって。それはどの権限を持って見れるんですか。どの権限を持って見れるんですか、農林課の職員が。ふだん普通の民間会社で見せてくれって言って、いや、あんたの補助金ちょっとおかしいけん見せてくれって言って、見れますか。いや、その関係がやっぱおかしいでしょって。どうなんですか。これ、本当に言えますか。そうじや地食べ公社の職員がこういうふうな計算式を持ってきて、これだけ足りないから、こういうものがもろもろ足りないから、これで補助してくれって言ったんですか。違うでしょ。違うでしょと言つたら語弊がありました。失礼。いや、そうじやないんですかって。僕の調査で言えば、やっぱし農林課の

職員がこういうことを、市長がそうじや地食べ公社の現状を見て、計算に基づいて、今、丁寧に言ってくれたじゃないですか、何々が何々が赤で赤で赤で赤でって。今調べた結果だと言ったらそうかもしれませんけど、事実そうじやないんでしょうか。違うなら違うでいいです。

○頓宮美津子委員長 産業部長。

○西川 茂産業部長 農林課がつくったとかということは違います。一応、そうじや地食べ公社とのミーティングというのは行いますので、その中で決算の見込みですね。見込みとか来年度の事業の内容等、相談を受けながら、こういう方法という形で、当時そういう形で補助金が始まったというふうに認識しております。

(「結構です」と呼ぶ者あり)

○頓宮美津子委員長 ほかにありませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません、またお尋ねをするんですが、要は赤字になってるから補助をするんですが、結局その補助をする側として、すみません、今までに、今回は令和6年度決算なんで、この令和6年度決算に補助金を出すに至るまでにどの程度改善指導というか、そういう関係性にないと言われれば以上なんですが、ということは要求されたら要求されたまま出さなければならぬってことになりかねないので、このそうじや地食べ公社の経営に対してどの程度、市役所担当課、担当部として関わってきたのか、くるべきだったのか、今後どうするべきなのか、そういったところの考えをお聞かせいただきたいと思います。

○頓宮美津子委員長 産業部長。

○西川 茂産業部長 実際にどういうふうに関わったかということでございますが、以前から申し上げましたように農業政策においてそうじや地食べ公社というのは重要な位置づけでございます。こちらも委員の皆様も御認識いただいていることかと思います。課題解決に向けた政策であるとか、そういったところにも御協力をいただいている。その中で、決算の内容については隨時やっているわけではございませんので、見込みの時点で御相談をいただき検討するというふうな形になっていく状況でございます。その中で、そうじや地食べ公社の事業の継続性、これを担保するために市としてもやっていたという形になるかと思います。

○頓宮美津子委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません、どこまで聞いていいか分からないので、お答えがこここの場ではできない、質問の向きが違うよという場合であれば止めていただいて結構なんですが、今後何年かけてというような言い方をするんですが、黒字化を目指しましょうか。

○頓宮美津子委員長 産業部長。

○西川 茂産業部長 今までも御指摘いただいてますように、総務省のほうでも第三セクターに対する指針を出されておりますので、このままずっと赤字を出すような形というのは改善していかないといけないというふうに考えております。今の現状について調査をいろいろ聞いております

ので、その結果を基に改善の計画のようなものを市のはうである程度考えて、そうじや地食べ公社と相談しながらやっていかないといけないのかなと思います。それに何年かかるかというのはその計画の中でのお話になるかと思いますので、それは委員の皆さんからも御意見いただきながら、総社市の農業をどういうふうにやっていくかというところにもつながっていくかと思いますので、そういう状況でございます。

○頓宮美津子委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 他の営農組合でも当然総社市の農業について多大なる御貢献をいただいており、どうにか黒字にするためにそれこそ必死で頑張っていらっしゃるわけで、何もそうじや地食べ公社だけが特別なわけではないというふうに思いますので、そうじや地食べ公社だけは赤字が出ても補填されるから大丈夫だという感覚ではなく、そういう感覚がもしあるのであれば、そういう感覚を持っていただくのは甚だ総社市にとってマイナスでしかないと思いますので、そういったところの意識改善も必要なのかなというふうに思いますし、農業振興全体を考えるときに来ているのかなというふうに思います。今回このそうじや地食べ公社であったりふるさと納税のことでクローズアップされていますけど、総社市の農業政策全体のお話としても捉える必要があるのかなということを、すみません、意見として申し上げて、もし御答弁があればお答えいただきながら、なければないで結構と思うんですが、そういった思いを持っているというところでございます。

○頓宮美津子委員長 御答弁ありますか。

産業部長。

○西川 茂産業部長 もう本当に農業については、今、過渡期だと思っておりますので、御意見、参考にさせていただきながらやっていきたいと思います。

以上です。

○頓宮美津子委員長 ほかに。

萱野委員。

○萱野哲也委員 決算額を見ると1億4,600万円幾らなんです。それで、前期と後期を見ると、後期分ですね、後期分。11月から3日、これ、配送分。これ、1万5,000円掛ける8,063俵ということで、これ、掛け算すると2億2,956万100円になるんです。これ、決算はね。だけど、11月の補正のときは1億723万8,000円か、の補正予算を組んでるんですよね。当初予算と補正予算を足すと1億5,200万円何がしになるんですよ。当初予算のほうが大きい。それで、結局、決算のほうが1億4,600万円ということはいいんですけども、これ、皆さん御覧になったと思うんですけど、当時、交付申請書、そうじや地食べ公社から出た交付申請書、令和6年12月23日の交付申請書では、1俵当たり1万4,500円の申請書が来てるんですよ。23日。でも、我々の市議会、12月12日か、その年の産業建設委員会の調査では1万5,000円を補助してくれって。そういう単価なんだって、計算単価なんだって言つときながら、12月20日に閉会して、23日の申請では1万4,500円ってなってるんですよ。この差額というのは何なんでしょう。なぜ議会のほうで1万5,000円くださいよっ

て、これが単価ベースですよって言われてるのに、結局は1万4,500円しか向こうから補助申請が来てないよということなんですけれども、この差額は結局どこへ行ったんでしょうか。密接に連携取ってたらこういう誤差が、この500円の誤差が何で出たのかなと。議会には1万5,000円。結局、申請は1万4,500円。この誤差がちょっと理解できないんですけど、どこへ行ったんでしょうか。

○頓宮美津子委員長 萱野委員に申し上げます。

最初におっしゃっていた金額も1,209万5,600円という、少し計算が違うようありますし、また質疑の内容が少し細かい部分まで及んでおりますので、さらに詳細については分科会で審査することになりますので、大綱質疑程度でお願いしたいと思います。

萱野委員。

○萱野哲也委員 本会議では大綱質疑、質問が3回までというルールがありますよね。委員会では、特別委員会であれ、常任委員会であれ、特別委員会は大綱質疑というルールがあつたんでしょうか。委員会付託を先ほどしましたよね。委員会ではそういった審議ができるというルールだったんだと思うんですけど、そのルールがどこで変わったんでしょうか。

○頓宮美津子委員長 というか、これから決算に関しては審議をしていくわけでありまして、各委員会で詳細審議をした上で、さらにもう一度この特別委員会になりますので、そこで審査を受けた後で、さらに御質問があればその場で言っていただいたらいいかと思いますが。

○萱野哲也委員（続） 議事進行。委員長、失礼ですけど、終わった後の質疑というのはできないというふうになってますよね。できるのは委員長に対する質疑なんんですけど、いいんですか。そういうルールでいいんですか。分科会が終わった後にもう一遍特別委員会開いて、そこで質問があればこちらでできるんですか。今そういうこと、そういう委員長の答弁だと思いますけれども、できないからここで、特別委員会で、委員なんですから、それぞれの意見を持ってやるべき。もちろん産業建設委員会の分科会があるのに産業建設委員会の皆さんがここでどうたらこうたらというのはできないかもしれないけれども、私は一委員として、この決算を見る委員として言う権利があると思うんですけど、そういう仕組みだと思うんですけど。

○頓宮美津子委員長 事務局から説明させます。

議会事務局次長。

○日笠哲宏議会事務局次長 会議規則のほうに、第117条になりますが、委員外議員の発言という項目がありまして、第2項、委員会は委員外議員から発言の申出があったときは、その許否を決めるというふうに記してあります。細かい審査につきましては分科会のほうでしていただくようになっておりますが、委員外議員として出席していただいて、その中で発言をすることも可能となっております。

以上です。

○頓宮美津子委員長 なので、この場でということではなく、各委員会の審査のときに委員外議員として発言を委員長に求めて、その場で当局に質問していただければいいかと思いますが。

萱野委員。

○萱野哲也委員 委員外議員としてというけど、そこは採決があるんじゃないですかね。いや、萱野議員にやらせとうねえと言うたら、できないじゃないですか。できるんですか。今、確約できますか。だったら、ここでもう結構ですけれども。

○頓宮美津子委員長 委員長判断です。委員長、いかがでしょう。今はできませんので、終了後。そっか、正式にまだ出てないので。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時7分

再開 午前11時11分

○頓宮美津子委員長 休憩を閉じて会議を開きます。

今、当局から説明があったように、委員外議員として委員会に申請を出していただいて、その場で意見を言っていただく。それでも納得をされない場合は、今、大綱質疑ということで聞いていただいておりますので、それでもなお御意見があればどうぞ。ただ、あまり詳細については遠慮していただきたい。

(「なおあればということで、委員長」と呼ぶ者あり)

○頓宮美津子委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 先ほどの申請書には1万4,500円、令和6年12月23日、そうじや地食べ公社代表理事片岡氏から1俵当たり1万4,500円、調整費は1俵当たり1万4,500円となってますけれども、12月20日閉会、それまでの審査では1万5,000円で補助を打つんだというふうにこちらに申請が来ております。この500円の差は何なんでしょうか。

○頓宮美津子委員長 産業部長。

○西川 茂産業部長 予算要求時に、決算見込みの中で、最初は1万4,500円で進めていたところです。ヒアリング等の中で1万5,000円になった経緯がございます。ただ、そうじや地食べ公社としては1万4,500円のお話が進んでましたので、それで申請をしたという形になっています。ただ、これは精算になりますので、精算時には1万5,000円掛ける俵数で精算をしているところでございます。

○頓宮美津子委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 それで、だから市補助金、申請書で、最初1万4,500円のベースで払ったんですか。その後、また500円をさらに追加で払ったという形なんでしょうか。それはどういうふうな、ちゃんと申請書が来ての処理だったんでしょうか。

○頓宮美津子委員長 産業部長。

○西川 茂産業部長 1万4,500円掛ける俵数で概算払いを行いまして、実績後に1万5,000円掛ける俵数で精算をしているところでございます。

(「もう結構です」と呼ぶ者あり)

○頓宮美津子委員長 ほかに御意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○頓宮美津子委員長 ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件を審査するため、本特別委員会に各常任委員会を単位とする3分科会を設置し、分科会委員長及び副委員長につきましては、各常任委員会の委員長及び副委員長をもって充てることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○頓宮美津子委員長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定し、お手元に配付いたしております分科会分担表に記載のとおり、各分科会に分担いたします。

なお、次回の本委員会の開催は9月10日と定めておりますので、各分科会で御審査いただき、次回の本特別委員会で御報告願います。

以上をもちまして、本日の特別委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時15分

総社市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに記名押印する。

一般会計決算審査特別委員会臨時委員長 剣持堅吾

一般会計決算審査特別委員会委員長 頓宮美津子